

香美町住宅改修費助成金事業 Q & A

Q 1. 助成対象工事とはどのような工事か？

A 1. 住宅改修費助成金事業（以下、本事業）における助成対象工事とは、町内業者の施工で、住宅の機能向上のために行う補修、模様替え、改造及び設備改善を行う改修工事のことです。

一部助成対象外の工事は以下の表のとおりです。

工事内容	助成対象	助成対象外
下水道接続	引き込み工事	検査費用 加入金
壁、床、天井と一体となっていない設備機器・照明器具の設置（エアコン、シーリングライト等）	設置に伴う建物の改修工事	購入費 取り付け・撤去費
ガスコンロ、電磁調理器（IH調理器）、食器洗い機	ビルトインタイプのものの設置に伴う建物の改修工事	ビルトインタイプでないもの

全部助成対象外の工事等は以下の表のとおりです。

その他助成対象外	<ul style="list-style-type: none">・取り壊し工事・土地購入費・シロアリ等の害虫駆除・テレビアンテナ取り付け工事・インターネット設備の接続・引き込み工事・太陽光発電設置工事・家庭用蓄電池設置工事・車庫等の増設及び補修工事・住宅以外の倉庫等の改修（倉庫を住宅にするための改修であれば可）
----------	--

Q 2. 住宅改修に伴う足場の設置・解体の費用も助成対象となるのか？

A 2. 助成対象となります。

Q 3. 香美町空き家バンクに登録された物件は助成対象となるのか？

A 3. 香美町空き家バンクに登録された物件で、売買契約が成立した物件は、「香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金」の対象になりますので、ご検討ください。

Q 4. 町内施工業者とは？

A 4. 町内に「本店」のある業者を指します。

下請けも町内に「本店」のある業者とします。確認のため、申請時に「下請け業者名簿（申請時）」及び完了時に「下請け業者名簿（完了後）」の提出をお願いしています。

Q 5. 既に完了した工事や、既に開始している工事は助成対象となるか？

A 5. 助成対象となりません。工事開始前に補助金交付申請書が提出され、助成金の交付決定をした工事のみが対象です。必ず事前に申請してください。

Q 6. 申請を出したら決定を待たずに工事を開始してもよいか？

A 6. 交付決定される前に工事を開始した場合助成対象外となりますのでご注意ください。なお、申請から交付決定までにおおむね5日間（土日祝日を除く）の事務手続期間を要しますのでご理解をお願いします。

Q 7. 店舗、会社等の事務所を改修する場合は助成対象となるのか？

A 7. 助成対象となりません。本事業では、住宅環境の向上を目的の一つとしており、町民が自分で所有し実際に居住している住宅あるいは売買契約か賃貸契約が完了した空き家を改修する場合のみ補助対象とします。なお、店舗兼用住宅の場合は、住居部分の工事のみ助成対象とします。

Q 8. 倉庫を住宅として利用するために改修する場合は助成対象となるのか？

A 8. 助成対象となります。本来、倉庫の改修は助成対象とはなりません。住宅として利用するための改修は、定住を促進するものと判断できるため、定住促進の観点から助成対象と認めます。

Q 9. 他の住宅改修関連事業との併用は可能か？

A 9. 空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金、介護保険法による住宅改修（福祉課）、日常生活用具給付の住宅改修（福祉課）、人生いきいき住宅助成事業（福祉課）などを受けている、または受けようとする工事は対象外のため併用はできません。

兵庫県空き家活用支援事業等、町以外の補助を受けている場合、または受けようとする場合は、補助対象金額から町以外の補助対象金額を控除したものを本事業の助成対象金額とします。

Q10. 役場で工事業者を紹介してくれるのか？また、役場で業者を指定しているのか？

A10. 工事業者の紹介はしておりません。本事業では、町内に本店のある業者を利用させていただくこと以外は、特に業者の指定はしていません。

Q11. 本事業はいつまで実施されるのか？

A11. 令和9年度（令和10年3月31日）までの実施予定です。

Q12. 交付申請時に必要なものは何か？

A12. 交付申請時に必要なものは以下のとおりです。

【共通】

- ・香美町住宅改修費助成金交付申請書
- ・工事予定住宅の位置図
- ・施工予定箇所（着工前）の写真

【業者依頼】

- ・工事費見積書の写し及び契約書の写し
- ・下請け業者名簿（申請時）

Q13. 自己都合で工事を取りやめる場合は？

A13. 「香美町住宅改修費助成金変更交付申請書」を提出してください。変更理由欄には「辞退するため」と記載していただければ結構です。

Q14. 交付決定を受けた後に、工事の内容が変わった場合は？

A14. 「香美町住宅改修費助成金変更交付申請書」をご提出ください。

ただし、助成金の額が変わらない場合は変更申請の必要はありません。
実績報告書を提出する際に変更後の内容を記載していただければ結構です。

※ 助成金の額が変わる場合は、変更申請を行ってください。

※ 全く違う工事をする場合は、Q14の手続き後に新たに申請を行ってください。

Q15. 実績報告時に必要なものは何か？

A15. 実績報告時に必要なものは以下のとおりです。

- ・ 香美町住宅改修費助成事業完了及び実績報告書
- ・ 工事代金領収書の写し
- ・ 工事完了後の写真
- ・ 下請業者名簿（完了後）
- ・ 香美町住宅改修費助成金請求書

Q16. 申請は、工務店などに代筆・代行してもらってもよいか？

A16. 問題ありません。

Q17. 住宅所有者が亡くなっている場合は、住宅の名義を変更しなければ申請できないか？

A17. 所有者が亡くなっている場合や所有者と世帯主が異なる場合は、その住宅に居住する世帯主による申請が可能です。なお、申請者と住宅所有者が異なる場合、通常より事務処理に時間がかかりますのでご理解ください。

Q18. 賃貸借契約をした住宅を改修する場合は申請可能か？

A18. 所有者である貸主の申請はできませんが、世帯主である借主が申請する場合は「賃貸借契約書の写し」と所有者の工事施工同意を確認するための「香美町住宅改修費助成対象工事施工同意書」の提出をお願いします。

Q19. 自分が所有する賃貸アパート等を改修する場合は助成対象となるか？

A19. 助成対象となりません。ただし、本事業は、「町民が自分で所有し居住する住宅」に対し助成することで、住環境の向上を目的の一つとしていますので、自分が所有する賃貸アパートに自分が居住している場合は、その

居住部分の改修であれば助成対象となります。

Q20. 一人が何度でも申請できるのか？

A20. 助成金交付回数は同一住宅かつ同一人で同一年度内（4月1日～3月31日）に1回のみとします。

Q21. 同一年度内に、既に1回の交付決定をした住宅において、助成対象者が亡くなった場合や売買等により所有者が変わった場合は、新たな所有者が申請することは可能か？

A21. 可能です。同一住宅かつ同一人に対して同一年度内に1回を限度として交付できますので、申請者が変われば新たに申請することができます。ただし、申請者は原則、住宅の所有者としますのでご注意ください。助成対象者が亡くなった場合は、世帯主でも申請が可能です。

Q22. 申請者自身の経営する会社を利用し、自らの住宅を改修する場合、見積書は自社のものでよいか？

A22. 見積りの金額について客観的判断をするための参考にさせていただきたいので、自社の見積書と併せて、他社の見積書を1部提出してください。

Q23. 建物外の工事（塀、スロープなど）は助成対象となるか？

A23. 本事業の対象は、あくまでも建物本体の改修工事としていることから、建物外の工事は助成対象とはなりません。

ただし、介護認定のある方は介護保険法における住宅改修が適用となる場合や、身体障害者手帳をお持ちの方は日常生活用具給付における住宅改修が適用となる場合がありますので、福祉課にご相談ください。

Q24. 改修する際に増築する部分が出た場合、増築部分も助成対象となるか？

A24. 助成対象となりません。本事業は、既存の住宅の性能を向上させるためのものであり、既存部分の改修に対する補助としていることから、改修時に発生した増築部分は対象外です。増築部分を除いた見積もりを提出してください。

Q25. 商品券はどこで使えるのか？

A26. 香美町商工会会員が経営する店舗等でご利用いただけます。商品券の交付時に取扱店舗一覧をお渡しします。

Q26. 工事が年度内に完了しないときはどうなるか？

A27. 3月末日時点で完了している工事費に対する助成をします。3月末日時点で完了した工事費で変更申請と実績報告及び請求をしてください。工事予定期日はあくまでも、3月末日までの工事が対象となりますのでご注意ください。